

平成28年度 10月定例農業委員会議事録

日 時 平成28年10月6日(木) 午前9時
場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (委員会許可分 3件)
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について (町許可分 4件)
議案第3号 農用地利用集積計画について (委員会決定分 63件)
報告第1号 農地法第18条第6項による通知書 (6件)
報告第2号 農地等形状変更届出について (1件)
その他

出席者

山崎 徹一 原 一夫 丸野 佳孝 嬉野 忠 碓 沖則
牛島 博子 田中 市三 田中 芳春 鷺崎 和志 田中 良明
中野 秋彦 大川 幸博 吉丸 俊春 内田 秀光 大坪 正治

欠席者

木下 信行 原 善實 峯 孝樹 中島 勝 小池 正保
中山 好典 鶴 香代子
事務局 田中 嘉樹 相良 恵里子

事務局

皆さん、おはようございます。皆さん揃われていますので、只今より10月の定例農業委員会を開催します。

本日は、会長、原善實委員さん、峯委員さん、中島委員さん、小池委員さん、中山委員さん、鶴委員さんより欠席の連絡があっております。

事務局

副会長よりお願いします。

副会長

皆さん、おはようございます。会長が所要により欠席ですので、私の方で議事を進めさせていただきます。報告として、農業公社あっせんによります農地売買等特例事業において、中原校区で1件、三根校区で1件の斡旋したことを報告します。

本日の議題・報告等につきましては、議案第1号として農地法第3条の規定による許可申請について(委員会許可分3件)、議案第2号として農地法第5条の規定による許可申請については、議案書では3件となっておりますが、先月の審議により「不許可相

当」とした案件について再度審議いただく追加案件を合わせ（町許可分4件）、議案第3号として農用地利用集積計画について（委員会決定分63件）、報告第1号として農地法第18条第6項による通知書について（6件）、報告第2号として農地等形状変更届出について（1件）、その他となっておりますので、よろしくご審議をお願いします。

副会長

議事録署名人については、16番〇〇委員さんと17番〇〇委員さんをお願いしたいと思います。

議事に入りたいと思います。

議案第1号1農地法第3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号に該当していないことの説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

副会長

地元委員さんが欠席ですので、私が説明します。

副会長

9月26日に会長、事務局と現地調査を行いました。

農地の所有権移転はやむを得ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

副会長

ただ今、事務局及び委員より説明を行いました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

副会長

無いですので採決に移ります。議案第1号1について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第1号1については、申請どおり許可することに決定いたしました。続きまして、議案第1号2農地法第3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号2農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況

が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号に該当していないことの説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

副会長

地元、〇〇委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

9月26日に会長、副会長、事務局と現地調査を行いました。

5210番の農地と同じ土地内にある農地であり、農地の所有権移転はやむを得ないと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

副会長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

贈与ということですが、譲渡人と譲受人とは親戚関係にあるのでしょうか

〇〇委員

譲受人の農地は元々は兄の土地であり、今回の申請農地は現在息子名義になっております。

事務局

現在は一画の農地となっている場所であることを字図により説明

会 長

無いようですので採決に移ります。議案第1号2について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第1号2については、申請どおり許可することに決定いたしました。続きまして、議案第1号3農地法第3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号3農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号に該当していないことの説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

副会長

地元、〇〇委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

9月26日に会長、事務局と現地調査を行いました。

申請人は大和町で一般土木を営んでいる方で、本人と話をし、地域との調和を図る意向はあられ、生産組合の同意もあることから、農地の所有権移転は問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

副会長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

譲受人は大和町となっているが、作りに来るのか。他人が作るのではないか。

事務局

隣接の宅地を購入の際に農地購入に際しても相談があり、小屋もあり農機具の保管等も可能であったことから自作で耕作されるとのことです。

〇〇委員

売渡人に何か意図があるのではないか

事務局

字図により、譲渡人より宅地、家屋、小屋を含め売却の意向があったことから、今回の売買に至ったと聞き及んでいることを説明。

副会長

他に無いようですので採決に移ります。議案第1号3について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第1号3については、申請どおり許可することに決定いたしました。続きまして、議案第2号1農地法第5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1農地法5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

副会長

地元、〇〇委員さんが欠席ですので私が説明を行います。

副会長

9月26日に会長、事務局と現地調査を行いました。

農地転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

副会長

今、説明を行いました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

土地改良を行った農地であるのか。今まで申請をしなかったのには理由があるのか。土地改良区の同意は得られているのか。

事務局

添付字図により、緑地部分等が周囲の水路が土地改良のより整備され、その残地となっていることを説明。

参拝者用駐車場は、従前より利用がされていた。三根土地改良区より「支障なし」の意見は得られていることを説明。

副会長

他に無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第2号1について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第2号1は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第2号2農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号2農地法5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

副会長

地元、〇〇委員さんよりお願いします。

〇〇委員

9月26日に会長、副会長、事務局と現地調査を行いました。

申請地は周囲を住宅地に囲まれており、周辺に影響はないことから、農地転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

副会長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

副会長

無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第2号2について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第2号2は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第2号3農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号3農地法5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画、排水経路などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

副会長

会長の担当地区ですが、欠席ですので、私より説明いたします。

副会長

9月26日に会長、事務局と現地調査を行いました。

農地転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

副会長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

副会長

無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第2号3について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第2号3は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、追加議案として議案第2号4農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

9月総会で「不許可相当」と意見決定した案件について、以降の経過と3,000㎡以上の転用面積であったことから、常設審議会に意見聴取を依頼。常設審議会では「土地改良区と協議調整を行うこと。」の意見であったことを説明。9月18日に委任を受け

ていた行政書士へ説明を行い、9月29日に「賛成できない」文言が削除された意見書が提出され、会長、副会長と協議を行い、「支障なし」で審議することはやむを得ない。その後、みやき土地改良区事務局より電話連絡があり、「転用申請自体は支障はない。農業委員会の意見決定に関し異議はない。」内容の回答があったことから、今回追加議案として提出していることについて説明。

副会長

私の担当地区ですので、再度状況について説明しますと、「賛成できない。」との意見書の内容について、土地改良区事務局ははっきりした回答はしていない。私が土地改良区総代として同意の印鑑は押している。中原では、3年前から水代として徴収しており、未払い分は払ってもらったとのことは聞いております。

〇〇委員

直接農業委員会がかかわる内容ではないかもしれないが、町道白石西寒水線（旧長崎街道）は道路が狭いことから、資材置場となれば車両の出入りが頻繁になると思われることから、通行に際しては低速走行で注意してもらうよう意見をお願いします。

事務局

追加議案として、議案第2号4農地法5条の規定による農地転用許可申請について、追加審議事項について説明を行い、判断理由で三養基土地改良区より「支障なし」の意見であることから、許可要件を満たしていることを説明する。

副会長

今、事務局と地元委員より説明を行いました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

副会長

他に無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第2号4について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第2号4は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号1農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用計画について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類及び集計表について説明をする。

副会長

事務局より説明がありました。質疑のある方はお願い致します。

副会長

無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第3号1について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第3号1は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第3号2農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号2農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類及び集計表について説明をする。

会 長

事務局より説明がありました。質疑のある方はお願い致します。

〇〇委員

場所及び耕作者が決まっているのか。

事務局

場所については、北茂安体育館の西側の農地。耕作者は、今回法人設立された「江口西ファーム」となっています。

〇〇委員

複数の農地を1枚にするために畦を取り払う場合は、形状変更の届けは必要ないか。

事務局

形状変更届は主に田から畑への盛土の場合に届出を出してもらっている。耕作効率を上げるための畦畔の除去の場合は、通常の地ならしと同様と考え届出までは至っていない。

〇〇委員

畑が1反ほど含まれている。米・麦・大豆が作付となっている。水田として米が作付されれば、一緒に供出されるかもしれないが、問題ないのか。

事務局

農地が入り組んでおり、また、農道整備もされていない状況であり、法人の説明では

一体的に検討を図りたいとの説明が口頭でなされています。

〇〇委員

今回の田の中には、ライスセンターに加入されていない農地も含まれている。利用料の員内、員外で異なっている。そのような状況も公社には申出されているのか。

事務局

ライスセンターの件は直接農業委員会で関与する問題ではありませんが、法人の中ではそういう点も含め整理をされている状況ですので、先程の意見は伝えておきたいと思います。

〇〇委員

使用貸借となっているが、何らかの理由があるのか。

事務局

法人の経営計画のため詳細は分からない。通常は賃貸借が主であるが、中間管理機構が仲介となっている案件となっている。

構成員となっている方に、賃借料として毎年支払うのか、法人の収入に応じて配分するのかの違いがあるかと思われる。

〇〇委員

中間管理機構と相対での貸し借りの場合の違いは

事務局

双方とも経営基盤強化法に基づく手続きとなっています。相対の場合は、利用集積計画の公告をもって貸し手から借り手への耕作権の決定となります。

中間管理機構の場合は、配分計画の公告により最終的な耕作者が決定することになります。中間管理機構を利用した場合、利用料の支払いについて機構が一括して行うため、経理面での利便等があげられます。

〇〇委員

中間管理機構の窓口はどこになるのか。

事務局

みやき町の場合は産業課が窓口となっています。

〇〇委員

江口西ファームの経営規模はどうなっているのか

事務局

現在手元に資料がございませんので、後程報告します。元々は、江口西集落営農組合の組織が今回法人となったものです。

〇〇委員

今回の議案以外にも借り受ける予定の農地があるのか

事務局

未相続の農地で手続きが遅れているものが今後もあります。また、江口西ファームでは作業受委託により事業を行われている農地もあります。

会 長

他に無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第3号2について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第3号2は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、報告第1号農地法第18条第6項による通知書について事務局より説明をお願いします。

事務局

資料P48報告第1号（農地法第18条第6項による通知書について）借受人、貸出人の住所、氏名、解約理由、合意日、引渡日などを説明する。

会 長

事務局より説明がありました、報告1号で質疑のある方はお願いいたします。

会 長

無いようですので報告第1号については、通知どおり承認することに決定いたしました。続きまして、報告第2号農地等形状変更届について事務局より説明をお願いします。

事務局

資料P51 報告第2号（農地等形状変更届出）について、土地の所在、地目、面積、所有者などを読み上げて説明する。

会 長

事務局より説明がありました、報告2号で質疑のある方はお願いいたします。

会 長

無いようですので報告第2号について報告とさせていただきます。
続きまして、その他ということをお願いします。

その他

全国農業新聞の普及拡大について依頼

会 長

今回は11月4日（金）午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、11月4日（金）実施するという事で決定いたします。

それから、来月分の現地調査を10月24日（月）午前中に予定しておりますのでよろしくお願ひ致します。他に何かございませんでしょうか。

無いようですので、これで10月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員長

議事録署名人 15 番

議事録署名人 16 番